

衆議院 法務委員会 議 録 第二十一号

平成十九年五月二十九日(火曜日) 午前九時三十二分開議

出席委員

- 委員長 七条 明君
理事 上川 陽子君 理事 倉田 雅年君
理事 武田 良太君 理事 棚橋 泰文君
理事 早川 忠孝君 理事 高山 智司君
理事 平岡 秀夫君 理事 大口 善徳君
赤池 誠章君 稲田 朋美君
今村 雅弘君 近江屋信広君
奥野 信亮君 後藤田正純君
笹川 堯君 清水鴻一郎君
柴山 昌彦君 杉浦 正健君
西本 勝子君 三ツ林隆志君
武藤 容治君 矢野 隆司君
保岡 興治君 柳本 卓治君
山口 俊一君 石関 貴史君
大串 博志君 河村たかし君
中井 治君 横山 北斗君
神崎 武法君 保坂 展人君
滝 実君

委員の異動
五月二十九日

- 辞任 森山 眞弓君 補欠選任 西本 勝子君
同日 西本 勝子君 補欠選任 森山 眞弓君

五月二十八日
民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入を求めることに関する請願(西村智奈美君紹介)(第一一三四号)

- 同(森山眞弓君紹介)(第一一三五号)
同(中川正春君紹介)(第一一七九号)
同(渡海紀三朗君紹介)(第一二〇二号)
同(川端達夫君紹介)(第一二二六号)
同(谷口隆義君紹介)(第一二二七号)
同(野田聖子君紹介)(第一二二八号)
同(広津素子君紹介)(第一二二九号)
同(保坂展人君紹介)(第一二三〇号)
登記事項証明書交付申請に係る手数料の引き下げに関する請願(萩生田光一君紹介)(第一一三六号)
国籍法の改正に関する請願(西村智奈美君紹介)(第一一三七号)
同(郡和子君紹介)(第一一七八号)
同(高木美智代君紹介)(第一二〇〇号)
同(寺田学君紹介)(第一二〇一号)
治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(川内博史君紹介)(第一一六八号)

- 同(菅野哲雄君紹介)(第一一六九号)
同(菊田真紀子君紹介)(第一一七〇号)
同(後藤斎君紹介)(第一一七一号)
同(郡和子君紹介)(第一一七二号)
同(中川正春君紹介)(第一一七三号)
同(西村智奈美君紹介)(第一一七四号)

- 同(藤村修君紹介)(第一一七五号)
同(細川律夫君紹介)(第一一七六号)
同(松木謙公君紹介)(第一一七七号)
同(阿部知子君紹介)(第一一七九号)
同(重野安正君紹介)(第一二〇四号)
同(辻元清美君紹介)(第一二〇五号)
同(寺田学君紹介)(第一二〇六号)
同(土肥隆一君紹介)(第一二〇七号)
同(羽田孜君紹介)(第一二〇八号)
同(日森文尋君紹介)(第一二〇九号)
同(牧義夫君紹介)(第一二一〇号)
同(三井辨雄君紹介)(第一二一一号)
同(横光克彦君紹介)(第一二一二号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一二一三号)
同(石井郁子君紹介)(第一二一四号)
同(市村浩一郎君紹介)(第一二一五号)
同(笠井亮君紹介)(第一二一六号)
同(金田誠一君紹介)(第一二一七号)
同(菅野哲雄君紹介)(第一二一八号)
同(穀田恵二君紹介)(第一二一九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一二二〇号)
同(志位和夫君紹介)(第一二二一号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一二二二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一二二三号)
同(保坂展人君紹介)(第一二二四号)
同(細野豪志君紹介)(第一二二五号)
同(吉井英勝君紹介)(第一二二六号)

○七条委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本案審査のため、参考人として、中央大学大学院法務研究科・法学部教授椎橋隆幸君、弁護士・全国犯罪被害者の会(あすの会)代表幹事岡村勲君、北海道大学大学院法学研究科教授白取祐司君、被害者と司法を考える会代表片山徒有君、以上四名の方々に御出席をいたしていただきます。
この際、参考人各位に委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。
本日は、いろいろと御指導賜っておりますけれども、よろしくお願いを申し上げます。それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただければ幸いです。よろしくお願いを申し上げます。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、椎橋参考人、岡村参考人、白取参考人、片山参考人の順に、それぞれ十五分程度御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑に対してお答えをいただきます。
なお、御発言の際はその都度委員長の許可を得て発言していただくようお願いを申し上げます。また、参考人から委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、御了承願います。
それでは、まず椎橋参考人をお願いいたします。
○椎橋参考人 おはようございます。中央大学の椎橋でございます。
本日は、こういう機会を与えていただきまして、大変光栄に存じております。時間がありません。

るので、早速お話をさせていただきたいと思いま

私は、この犯罪被害者等の権利利益の保護を図

我が国の被害者につきましては、忘れられた存

しかし、関係各機関等の取り組みによって、こ

まず、その出発点というところでありますけれど

その十八条には、「刑事事に関する手続

おりまして、さらに、この基本法を具体化するた

そこでは、公訴参加制度を含めて、犯罪被害者

私は、これは、今度の法律案をどういう内容の

その内容は、四つの柱からできております。こ

ただ、この二点目、三点目はそれほど議論は大

私のレジュメの、第四のところをごらんいただ

直接関与することのできる制度」。

これは、事件の当事者であります犯罪被害者が

それから、他方で、これは批判のあるところで

そして、具体的にどういうようなものがあるか

被害者参加人は、公判期日に出席して、そして

か、そういったようなことは私は現実には起こら

ないだろうというふうに考えます。それは、後で

それから次に、被害者参加人として認められま

これも、仮に被害者が法廷の秩序を乱すおそれ

それから、被害者参加人による証人尋問という

かというところが問題になっておりますけれども、

す。

それから、被害者参加人は、心情を中心とする従前の意見陳述に加えて、この法律案では事実または法律の適用について意見の陳述が認められるということになっておりますけれども、これは証拠とはなりません。証拠とならないけれども、裁判員裁判の場合にはそこら辺のところはどうだろうかという御懸念もあるところでございますけれども、これは裁判官が評議の場等において十分に説明することによって、裁判の適正を確保することは可能だと思っております。

それから、量刑が不当に重くなるということにつきましても、以前から意見陳述の制度がとられてきておりますけれども、これも相当多数実施されておりますが、それによって不当に量刑が重くなったというふうにはなされていまいと考えます。

いずれもすべてについて、これは岡村参考人によればむしろ不満だということだと思っておりますけれども、すべての参加の形態について検察官を経由して、そして相当かどうかを裁判官が判断して、ですから、前もって協議して対応することが可能で、もし相当だと認められた後にその範囲を超えた場合には裁判官が制止できるということ、不当な混乱が起きるということもないだろうというふうな考えます。

それから、少し戻りまして、損害賠償命令というところでございますけれども、これについて一言だけ申し上げますと、財産的被害の回復というのも犯罪被害者にとつては重要なことでございます。それを、迅速簡易な救済の方法ということで、一定の犯罪に限定して、迅速簡易な処理による回復が可能な罪種に限定して、それにふさわしい簡易な手続をもって、そして安い費用のもとで財産的回復を図ろうという制度をつくるということにも、私は基本的に賛成でございます。

繰り返しになりますが、これができれば、私は、日本の非常に特色のある被害者の救済、支援、保護、参加、そういうような体制がで

き上がるものというふうな考えております。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○七条委員長 どうもありがとうございます。

次に、岡村参考人にお願いたします。

○岡村参考人 全国犯罪被害者の会あすの会代表幹事の岡村勲でございます。

本日は、意見を述べる機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。

私が初めて公訴参加、附帯私訴の必要性を新聞で訴えたのは、平成十年十二月のことでした。当時はだれも取り上げてくれませんでした。それから八年間、いろいろと運動を行って、この法案がこの法務委員会で審議されるということになりました。今までの運動を振り返ってみて、まことに感無量なるものがございます。

私は、被疑者、被告人の人權を尊重する美しい憲法にあらがれて、昭和三十四年、弁護士になりました。弁護士の使命は国家権力から被疑者、被告人の人權を守ることであり、新しい刑事訴訟法こそそのとりであるとして信じて弁護士活動を行ってまいりました。

裁判官に対する罷免訴追請求を行ったこともあり、日米安保条約改定に反対して国会に突入した学生や、大学紛争で安田講堂に立てこもった学生の弁護もしたことがございます。

弁護人として性犯罪の被害者との示談交渉をまとめたときにも、ああよかった、これで執行猶予がとれるという思いが先に立ち、被害者の心情には全く理解を示しませんでした。性犯罪の被害者は十年も二十年も重い傷を引きずって生きていくのでありますが、当時の私は、それが全くわからず、冷たい弁護士でございました。今振り返って、本当に申しわけないことをしたと、ただただ恥じるばかりでございます。

その私が、犯罪被害者の遺族になって、美しいと思つた刑事司法がいかに被害者を苦しめているものであるかということをもつて体験したのでございます。企業を恐喝してきた男が要求に応

じなかつた代理人の私を逆恨みして、自宅に押しかけ、不在だった私のかわりに妻を殺害するという事件に遭遇したのです。弁護士になって三十八年目のことでした。

加害者には憲法、刑事訴訟法で多くの権利が認められているのに、被害者は何の権利もありません。法律家としてそのことは当然知っており、別に疑問も持たないで過しておりました。しかし、遺族になってみますと、この制度が被害者をいかに苦しめる制度であるかということをもつて知らされたのでございます。

当時は、今と違って捜査情報の提供も少なく、新聞で捜査状況や事件の内容を知るという時代でございました。遺族が事件の真相を知ろうとするためには、法廷傍聴しか手段がありませんでした。しかし、法廷でのやりとりや証人尋問は聞くことができて、目撃者や被告人の捜査官に対する供述調書はその全文を朗読されることもありませんでした。実況見分調書や現場写真も傍聴席には回つてきませんから、傍聴しただけではその詳細を知ることができませんでした。

そこで、裁判所に公判記録の閲覧をお願いしたのであります。すると、裁判長には、心情は理解できますが、今の法律では被害者には公判記録を閲覧する権利がありませんのでできませんと断られました。私はそのとき、加害者側は自由に見られるのに被害者にはなぜ見せないのか、公開の法廷で出た記録を見せてくださいと言っているだけではないか、私が見てどんな不都合があるというのだということ、悔しくて涙が出たのであります。

私は、この被告人と会つたことも話をしたことありませんでした。文書で応酬しただけありますから、顔を見たのは法廷が初めてでありました。前科九犯、逮捕歴十五回の被告人は、法廷でもうそのつぎ放題、捏造に捏造を重ね、私の妻が突然飛びかかってくるから刺したのだとか、妻の精神状態がおかしかつたから飛びかかってくるのだとか、名誉を傷つけることを平気で繰り返

し発言しておりました。傍聴席にいる私は、妻のために反論することはもちろん、何の発言することもできませんでした。事件の当事者、最大の利害関係人である遺族を蚊帳の外に置く刑事司法に對して、一体だれのための裁判だと深い憤りを感じたのでございます。

ほかにも、同様の苦しみを抱えている被害者はたくさんございます。山口県光市で奥さんと赤ちゃんを殺された本村洋君も私たちの会の幹事として一緒に行動しているのですが、会えば必ず、この悔しい思いを述べております。

今から十七年前の最高裁判決は、刑事司法は公の秩序維持のためであるのであって、被害者のためにあるのではないと言つております。本当にそうでしょうか。強姦の被害者が検察に届けをし、恥を忍んで法廷で証言するのは、公の秩序を守つてもらいたいからでしょうか。自分を犯した男性を処罰してもらいたい、そういう目的で出廷しているのではないのでしょうか。

刑事司法は、公の秩序維持のためにだけあるのではなく、犯罪被害者のために存在してこそ、刑事司法であるのであります。私は、刑事司法を犯罪被害者のために取り戻す決意をいたしました。

平成十二年一月、私が新聞に書いた論文を読まれた被害者四人とともに、全国の犯罪被害者に呼びかけてシンポジウムを開きました。そこで次から次へと立ち上がって述べられる意見は、司法に對する不信に満ちあふれておりました。そして、被害に苦しむ実情を切々と訴えられたのであります。私はそれを聞いて、その場で全国犯罪被害者の会あすの会を設立し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を目指して本格的な運動を始めたい次第でございます。

あすの会は、平成十四年にドイツとフランスに調査団を派遣し、公訴参加、附帯私訴の調査を行いました。そして、その報告書に基づいて、犯罪被害者のための刑事司法、訴訟参加、附帯私訴、この三つの創設を求める署名運動を全国的に展開

いたしました。最終的には、五十五万七千二百十五人の方が署名してくださいました。この運動の途中の平成十五年七月、小泉総理に直接陳情し、また自由民主党も取り上げてくださり、平成十六年十二月一日には、犯罪被害者等基本法が全政一致の議員立法として成立いたしました。

この基本法は犯罪被害者等の権利を明確に認めた画期的なものであり、初めて被害者が権利主体としてこの世に姿をあらわした誕生日となったのであります。そして、刑事手続への参加の機会の拡充、損害賠償と刑事手続の有機的関連を基本的施策に定めており、私たちの願いをかなえてくれました。

平成十七年十二月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画では、刑事司法は犯罪被害者等のためにもあると言えようと記載していただき、犯罪被害者のための刑事司法という私たちの主張も通りました。

これまで、被害者や遺族は、刑事裁判の間では証拠としてしか扱われてきませんでした。この法案によって、被害者は被害者参加人として法廷の中に入り、検察官の近くに座り、訴訟に参加することができるようになります。あすの会の制度案要綱とは違って、被害者ができる事柄は相当に絞り込まれており、また、厳しい要件のもとではあります。被告人質問や証人尋問ができるということは、被害者にとって大変ありがたいことであり、また立ち直りにも寄与することです。

父親を殺されたある被害者家族の話です。公判の始まる前に、加害者の妻が被害者の家族に対して、私たちは賠償する義務もありませんと言いながら、情状証人として法廷に出廷するや、一転して前言を翻し、誠心誠意賠償しますと証言しました。殺された父親から、常々、人間はうそをついてはいけないと言われて育った中学二年の娘さんは、それを聞いて、大人はうそをつく、信用できないと言って深い人間不信に陥り、登校拒否すれすれまで行ったので、ございました。

は、証人に対して、私のところへ来たときには賠償する意思もありませんとはっきり言ったではありませんか、ここでは違ったことを言う、大人がうそをついていいのですかと一言追及してやれば、娘はこんなに落ち込まなかつたであろうと言って残念がっております。今回の法案は、こういう場合にも利用できるのです。

被害者の家族は、真実を知り、被害者の名誉を守り、適正な刑罰が科せられることを願っています。意見陳述の制度を含む本案は、犯罪被害者等にとつて大変有意義で、立ち直りにも役立つことになりま。

この法案に反対する人の中には、被害者は参加することさらに傷つくと言う人もいますが、しかし、被害者は既に十分傷ついているのです。たとえ少しでも真実を知るような機会に恵まれれば、心はどんなに救われるかわかりません。

日本弁護士連合会は、被害者の参加について、国民的議論が始まったばかりだ、慎重に審議しなければならぬと言いますが、これは明らかに間違いであります。

平成十五年十月の日弁連人権大会では、訴訟参加の是非及びあり方について早急に議論を深めるという決議をし、翌年から始まった自由民主党の基本法の検討会や基本計画策定の検討会にも、日弁連の責任者や日弁連推薦の委員が検討に加わっているのがあります。ところが、平成十七年六月、突然、理事会決議をもって反対を表明し、議論を封印してしまいました。今になって議論が始まったばかりだと、どうして言えるのでしょうか。

また、法制審議会の審議回数が少ないという批判もありますが、基本計画策定であられた議論や資料を踏まえて審議したのでありますから、決して性急に出した結論ではございません。

日弁連会員にも多数の法案賛成者があり、私たちに激励や資金カンパをしてくださる弁護士もおります。

新聞等の中には、法案に反対する被害者団体が

あり、被害者の意見が分かれていると報道するところもありますが、私たちが今日まで運動してこた過程の中で、反対する被害者や被害者団体に会ったことは一度もありません。現に、十五の被害者団体や多数の被害者から、内閣総理大臣、法務大臣、政党に対する法案成立の要請書があすの会あてに届いております。激励電話をくれる被害者もたくさんおり、反対を述べる人は一人もおりません。また、全国被害者支援ネットワークを初め、全国各地の支援センターもこの法案の成立を求めているのであります。

附帯私訴については、あすの会の制度案要綱と違つたものになっておりますが、法制審で議論した結果であり、納得いたしました。

私たちが犯罪被害者の会の運動は、多くの人々の支持を得て今日まで続いてまいりました。これは、私たちの運動の目的が、私たちが会員の利益のために行っているのではないということを理解していただいたからであります。この法案が通つても、既に裁判が終わつた会員には何の利益も通つては、適用されないことでは。しかし、私たちがはひどい苦しみをなませられました。この苦しみをおこからあらわれるであろう被害者に味わせたくなぬ、そういう一念でこの運動を進めてきたのでございます。

犯罪は、だれが遭うかもしれません。その潜在的犯罪被害者のために、私たちは安全ネットを何とかつくりたいという思いでやっております。これが、亡くなった人に対する私たちの義務であると思つているのであります。

被害者参加制度、損害賠償命令の制度は、国民のためのものなんです。どうか、一日も早い成立をよろしくお願い申し上げます。

○七条委員長 どうもありがとうございます。次に、白取参考人にお願いたしました。

○白取参考人 北海道大学の白取でございます。今、岡村先生のお話を聞近でお聞きいたしました。今、岡村先生のお話を聞近でお聞きいたしました。今、岡村先生のお話を聞近でお聞きいたしました。

は研究者としてやってまいりましたが、被害者の問題について従来の法制度あるいは研究者として十分配慮してきたか、よく考えていたかということについて、反省すべきことはいろいろござい

ます。そして、今お話がございましたけれども、被害者の方たちの発言の重みというの十分踏まえていっていただきたいと思います。ただ、法制度として一たんできてしまった場合には、その制度というのは平等にどんな人にも適用されるわけです。で、制度の設計にはやはり限りなく慎重であつてほしいというふうに思うわけです。

ある場合には、制度のつくり方が十分うまくいっていなかったために、かえつて被害者の方を、今ちょっと岡村先生も言われましたけれども、傷つけてしまつた可能性もありません。それから、刑事裁判はやはり公のものですから、被疑者、被告人の人権というものもあわせて考慮しなければいけない。その調和、バランスがうまくいっていない場合、日本の刑事司法というのは、非常にゆがんだ、あるいはうまく機能しないものになつてしまつたというふうに思うわけです。

そういう意味で、被害者保護、それからさらに進んで被害者参加へのいろいろな立法、運用の流れそのものに私は賛成するものでありますけれども、今回の法案については、その幾つかの点でいろいろ心配な点がある、慎重にもつと考えてみる必要があるのではないかという立場でお話ししたいと思つています。

法案自体は、読ませていただきましたけれども、いろいろな事柄が定められております。刑事裁判に被害者が参加する制度のほかに、損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度、そのほか、刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度、刑事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲拡大、民事訴訟におけるビデオリンク等の導入。これらの中には、当然今までに立法化すべきだったこともたくさん含まれておりますが、ここで私が特に慎重に考え

るべきであると思ひますのは、刑事裁判に被害者が参加する制度の、この法案の中身についてであります。

法案を見たときに、諸外国の制度と比べて、まず私が気がついて首をかじげたところは、被害者参加制度と損害賠償命令制度が分離しているということですが、そういう法制度もありませんが、それが一体化している制度というものもございませぬ。

被害者の方は、刑事裁判が終わるまで待つていなければならぬ、刑事裁判の途中ではおおよそかわることができない。それに対して、被害者参加人の方は、その立場に立つて、公判廷、バーの中に入って証人尋問をしたり、被告人質問をしたり、いわゆる論告求刑のようなことを検察官と並んですることができるといふふうになつたわけですね。

この制度というのは、よく考えてみると、被害者はどういふ立場で手続に参加しているのか、やや専門的に聞かせるかも知れませぬけれども、どうもちよつとはつきりしないところがあります。簡単に言うと、フランスのように訴訟の民事当事者として参加するというわけでもない。被害者の方は、当事者ではなくて、幾つかの権限を付与されて、その権限を行使するために検察官の近くに席を占める。言ってみれば、検察官の補助者のなにかというところもございませぬ。そういう形で、いわば据わりの悪い状態で被害者の方が法廷の中にいるという状態を強いられることになりませぬ。

では、被害者参加人の方は、検察官がいろいろ主張、立証した後で何をやるのか。これは、いろいろ心情を訴えたり、被告人に対する質問をするということでありませぬが、検察官が本来の役目を果たして、主張すべき点、立証すべき点、情状も含めて、職責を果たし、やるべきことをやつた後で、被害者がやるべきことといふのはどこまで残されているんだらうか。そのことは、被害者が、ブラスアルファの、検察官のもしかしたらやり残

したかもしれないことを負担するということになると、それは被害者にとつてむしろ大きな負担にならないか。

確かに、今回の法案は、この場合には弁護士とは言ひませぬけれども、弁護士が被害者につくことと制度的には可能になっていませぬ。ただ、すべてつくことになっていくわけではない。弁護士が法律の専門家として被害者にかつて質問することもできる、そういうふうになっていませぬ。しかし、弁護士がもしそういうふうにするのであれば、それは法律家としてやるわけで、検察官が本来すべきことではなかつたのか。そういった点で、今回の制度は、どうも趣旨がいま一つはつきりしていないところもございませぬ。

被害者といひましても、いろいろな事件、いろいろな犯罪の被害者があるわけですが、今回の制度はかなり罪種に絞りがかかつておりませぬ。この例はとも余り外国にはなかつて、例えば自宅に放火された被害者については、この被害者参加制度は使へない。かなり絞られた罪種にしかこの制度が使えない理由は何なのか、これもどうもはつきりしない。

先ほどフランスの制度を少しだけ申し上げましたが、フランスの制度といふのは、これはあすの会の先生方も調査されたところでありませぬけれども、被害者が刑事手続を開始させることまで認められていませぬ。多分、欧米諸国の中では最も被害者の権利の強い国であります。検察官の近くに席を占めている。私訴原告、民事の損害賠償を請求する当事者として立場が認められていませぬ。そういう点では、被害者の権利といふのは今回の法案よりはよほど強い。

ただ、この制度は、他方で、いろいろこの私訴原告に対する責任といふのもございませぬ。それから、この私訴といふのは非常に公的な性格を持つておりませぬ、例えば薬害エイズの事件のときには、この私訴制度によつて関係機関の責任が追及されたといふようなこともございませぬ。

この私訴あるいは附帯私訴的なもの、いわば被害者が刑事手続に参加するといふのはヨーロッパのものであつて、アメリカなどにはないものです。ヨーロッパの制度の特徴といふのは、裁判長の権限が非常に強い、職権主義の国なんです。職権主義といふのは専門用語ですけれども、実際の法廷をこらんなつたらわかるんですが、専ら裁判長が訴訟をリードし、被告人質問、証人尋問もすべて裁判長がやります。ですから、そこに被害者の方あるいは被害者の弁護士がついていても、実際に当事者として質問したり、被告人とやり合う場面は基本的にはないんですね。もちろん、裁判長を介して質問などもできませぬ、一定の権利が手厚く認められていませぬけれども、すべて裁判長を介して、かなりソフトな、ワンクッション置いたやり方での制度設計になつていませぬ。制度設計といふよりは、フランスの私訴制度はナポレオンの時代から二百年の歴史があつて、国の制度として定着していませぬ。

日本は、戦後、アメリカの影響もあつて、当事者主義がとられ、弁護士も、どちらかといふと、アメリカ的なといふ言葉はちよつと変ですけれども、被疑者、被告人の権利を重視して、いわば検察官と闘う弁護士です。もし弁護士が付き添ひもなくて被害者がその席を占めたときに、本当に被害者は自分自身を守れるんだらうか。もちろん、ケース・バイ・ケースです。強い被告人もいれば弱い被告人もいるかも知れませぬ。

しかし、いづれにしても、当事者同士が法廷の場で直接やり合う、歯どめのない形でやり合う。もちろん、検察官もおりませぬ、被告人の弁護士もおりませぬ、それから裁判長もおりませぬから、そういう激しい大変な事態になるということも普通は考えにくいと思ひませぬけれども、そこで本来なされるべき適正な裁判、真相解明にブレーキがかけれないか、ゆがまないかといふ心配がありませぬ。

すなわち、当事者主義をとる検察官と弁護士、被告人との間の攻撃、防御、やりとりが裁判の進行の中心になる、そういう中に被害者参加人が入るといふのは、外国と比べてもかなり特異な、慎重に検討すべき、そういう制度を我々は今考へていませぬ。レジュメの最後に死刑の話をちよつと載せましたけれども、これは死刑だけに特有のことではありませぬけれども、シンボリックなこととしてちよつとだけ申し上げませぬ。

刑事裁判は、日本の場合には死刑制度がありませぬ。ヨーロッパにはもちろんありませんけれども、死刑制度があり、そして二〇〇九年までに裁判員制度が始まる。一般市民が被告人を裁くという制度があり、そこで死刑まで場合によつては言い渡される可能性がありませぬ。

今回の被害者参加法案が適用される事件と裁判員裁判が行われる事件といふのはほとんど重なつていませぬ。そうすると、裁判員裁判の公判審理の中に被害者が登場し、かつ、場合によつては、論告求刑の中で死刑も求刑する。そういう形で、被害者の心情を語る場としてこれまでは意見陳述の場があつたわけですが、さらに進んで、当事者ではないにしても、限りなく当事者に近いような形でそのようなことを主張するといふことが刑事手続として果たしていいのかが問われると思ひませぬ。

事件によりませぬけれども、加害者ではない被告人もいるかも知れませぬ。無罪の推定という原則があります。被害者参加によつて、千に一つ、万に一つでも、間違つても冤罪を生むといふようなことがあつてはならないといふふうにも思ふ次第です。適正な手続といふのは、なお日本の刑事裁判では守らなければいけないことであり、来年、日本の刑事訴訟法は公布から六十年、遷暦を迎へませぬけれども、これまでの歴史、蓄積を大事にしていく必要はやはりある。その意味で、私は、法案について慎重に検討していただきたいといふふうにも思ふ次第です。

以上です。(拍手)

○七条委員長 どうもありがとうございました。次に、片山参考人をお願いいたします。

○片山参考人 片山徒有と申します。きょうは、お話を聞いていただきましてありがとうございます。

私は、今、被害者と司法を考える会という会の代表をさせていただいております。また、九七年の十一月二十八日になりますけれども、息子の車が交通事故で亡くなりました、その父親でもございます。

きょうは、そういう経験と、司法を考える意味で、被害者と司法を考える会の考え、この二つを少しお話しさせていただきたいというふうになっております。

私は、もともと一般的な職業をしておりまして、法律の専門家ではございません。しかし、息子が交通事故に遭ってしまい、不起訴処分という形で司法の場に近づくことができないとわかったときに、一体、この国の司法はどういうふうになっているのかという疑問を持った覚えがございます。

検察官のところへ話を聞きに行きますと、不起訴処分は決まっているんだ、答える義務はないんだというふうに私に言いました。答える義務はないということとは一体どういうことなのかと尋ねた覚えがあります。多くの被害者がそうであるように、すべての被害者は公判で有罪、無罪を争い、また、判決が下されるとばかり思い込んでいました。当時の私は、刑事裁判と民事裁判の違いもわかりませんでした。不起訴処分とは一体何なんでしょう、そのように聞いた記憶があります。

当時、検察審査会法というのがありましたけれども、両親の申し立て権はありませんでした。いろいろな方にお願いをして、街頭で署名を集めて、再捜査を求める二十四万人の署名を集めて検察審査会におじゃまをしたときに、お父さん、お母さんには申し立て権がないんですというふうに言われてしまいました。

また最近のことだと思っておりますけれども、ほんのちよっと前までは、被害者というのとはそういう

存在だったというふうになっております。それから犯罪被害者保護法ができて、いろいろな形で被害者の立場、存在をわかっていただけのようになり、きょうでは随分見違えるようになってきたというふうになっております。

ただ、残念なことに、年間で百万人もの死傷者が出ています。交通犯罪が多いのも事実だと思います。毎年毎年多くの方が犠牲になっているわけですので、自分だけは被害に遭わないだろうという思い込みはもはや通用しないのではないかとこのように思っております。

こういう中で、例えば被害者の司法参加ということをお考えた場合に、いろいろな問題が出てくるのではないかなというふうには思っております。

私は、被害者問題を一生懸命考えようというふうを考えて、二〇〇〇年の被害者保護法の後もいろいろな支援をしてまいりました。例えば、世田谷で一家四人が亡くなってしまう殺人事件も直接支援をいたしましたし、ほかの事件でも、危機介入に属するものであれば、発生日から支援に入ったこともあります。その中で、被害者がどういふふうに関心、何を求めているかというのは、非常によく接してきた経験があるのではないかとこのように思っています。

その中で、一体、何が事件の原因であったのか真相を知りたい、もっと表現を細かく言いますと、どうして家族が被害に遭わなければならなかったのかを知りたいという声が非常に強いというふうになっております。この辺は、例えば、被告人を有罪にするための証拠とはもともと違った、より深い意味での根源的な心理洞察も必要になってくるのではないかとこのように思っています。

この辺のところは、例えば、公判で被告人に質問をしても答えてもらえないのかどうか、私は非常に疑問に思っています。むしろ、矯正過程で、いろいろな形で被害者の声を元被告人に理解をさせ、教育を施すことにより、被害者の気持ちはこういうことなんだよ、そういうふうにならなかつた後で、実

はというような話が出てくる可能性はあるというふうには思っています。

もう四年ほどになりますけれども、被害者の視点での更生教育ということで、いろいろな少年院、刑務所におじゃまをしております。個別指導やグループワークもさせていただいてる中で、最初は被害者のことなんか全く知らない人たちが、一つ一つ、自分のしてしまったことの責任とこの重かさを感じていくのか、ということを実感してもらっています。

その中で、やはり多くの場合が、被害者がどういふふうに関心しているのか、なかなか矯正段階に情報が行っていないものから、ぜひとも、これは制度の中で、警察、検察、裁判所で被害者が言った内容は矯正施設に届けていただきたいというふうには思っています。これも一つの司法参加の形であるというふうには思っています。

ほかにも、私は、被害者の気持ちを司法でどういふふうに関心してもらえないかというところを考えている中で、裁判員制度の導入に市民団体の代表世話人として関わったことがあります。

これは二つの目的がありまして、一つは、被害経験者が裁判員となることで、より被害者の気持ちがわかりやすくなるのではないかと、そのためには裁判員の数を多くふやしてもらいたいというふうには思いました。もう一つは、裁判員経験者が被害者の気持ちを聞いたならば、社会に出ていって、より被害者のことを理解しやすい社会ができるのではないかとこの二つ目にあります。この両方から、裁判員制度は日本の司法制度として大変すばらしいものだというふうには思っています。

そういうようなことから、被害者としては、同じような被害に遭ってほしくないという気持ち、それから真相を知りたいという気持ちが大きく強いものですから、これを何とかしてほしいというふうには思っております。

被害者と司法を考える会としての意見は、さまざまな要望を出しておりますけれども、特に、支

援弁護士制度、直近からの弁護士制度の導入、それから、できれば直近から警察、検察に証拠として被害者の意見を聞いてもらいたい、そのためのサポートをしてほしいということ、同時に、法廷になかなか怖くて行けないという被害者も大変多いものですから、ビデオリンクで、別の部屋で傍聴できるような制度をつくってほしいというご意見もお願いしております。

また三月にできて間もない会でございますけれども、北は北海道から九州まで、いろいろなところに会員がふえました。被害者も含めていろいろな意見を交えまして、きょうやと意見としてまとめ上げることができるといふふうには思っています。

もう一つ、最後になりますけれども、協力関係にあります学生に、アカデミアというところが今回の法制度についてアンケートをとっております。五問の非常に簡単なものですが、この法制度について知っているか知らないか、それから問題があるかないかというところが非常に注目されると思うのですが、今回は法学部の学生さんが非常に多かったのですが、その中でも、知っているという答えは一〇〇％ではなかつたということ、それから、ほとんどの方がまだこの法案には問題が多いというふうにお答えになっていることが、ある意味で、この法案について、期待が大きいけれどもまだまだ詰めるところがあるのではないかなというふうには思っております。

この法案については、いろいろな議論があることは十分承知しております。与野党を問わず慎重な審議をしていただいて、より被害者のために、社会のために、また被害者を出さないために、ぜひともいい制度をつくっていただきたいというふうに関心しております。

どうぞよろしくお願いたします。(拍手)
○七条委員長 どうもありがとうございます。
以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○七条委員長 これより参考人に対する質疑に入

ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。稲田朋美君。

○稲田委員 おはようございます。自民党の稲田朋美でございます。

参考人の方々には、大変貴重な御意見をありがとうございます。特に、被害者の立場から、岡村参考人のお話は、大変心が揺さぶられるような思いをしながらお聞きをしたところでございます。私も二十年間弁護士をいたしております。最初の五年は刑事裁判も国選弁護を初め携わっておりましたけれども、自分の中で、何となく合わないというか、そういうこともございまして、ほとんどは民事裁判をしております。そういった数多くはない経験からも、犯罪被害者というのが本当にバーの外に追いやられて、全く被害者の人権というものが考えられていない制度、例えば、起訴状も冒頭陳述も見せてもらえない、公判記録すら閲覧できないというのは、本当に、一体だれのための刑事裁判なのかと思えます。

政治家になりましたから、部会で、起訴状、冒頭陳述を見せないのは被告人のプライバシーだというような当局からの説明を聞きまして、公開の法廷で朗読しているのに何でプライバシーなんだろうというような疑問もわきまして、皆様方の御尽力で今回こういった法案が出される、私もその方向には全く賛成でございます。

ただ、本当に、被告人とか証人に対して被害者の方が質問をされるということの影響ですとか、裁判員制度が導入された場合の影響ですとか、そういった点についてどうなのかなという疑問もありますし、その点を中心にお伺いをいたしたいと思います。

ただ、本当に、刑罰の本質は応報にあると私は思います。なぜなら、あだ討ちも自力救済も認められていないわけですから、単に公の秩序の回復というだけではなく、やはり犯罪被害者が事件の当事者であるという点を私は忘れてはならないと思えます。

そこで、岡村さん、片山さん、両名に御質問いたします。

平成十二年に犯罪被害者等の意見陳述の制度が導入されました。これによって、被害者の方々がバーの中に入って意見陳述をするということとは制度として認められております。その制度に対して、不十分だから、今回、質問をするということまで認めるべきだということになるのではないかと思っております。

今まで、意見陳述の運用等について、例えば検察庁や裁判所の運用などによって意見陳述の申し出がしにくいというような事情があったのかどうか、また、意見陳述だけではやはり足りないんだというような点があるのか、そしてまた、今まで意見陳述が判決にどのような影響を与えたとお考えでしょうか、そういったこの意見陳述制度に対する評価と、また、もし不十分な点があると思えば、その点についてお二方から御意見を伺いたいと思えます。

○岡村参考人 意見陳述制度というのは、被害者の心情、思い、感想等を述べるものでございまして、事実の適用とか証拠の評価とか、そういうことはできないわけでございます。これが裁判所にどういった影響を与えるかということは、統計的な数字は私は存じておりません。しかし、決して悪い影響は与えていない、被害者が面と向かって裁判所に心情を述べるといことは、それなりの効果は上がっていると思えます。

しかし、今度の意見陳述は、事実関係の評価、証拠の評価、それに対することも許される、一歩踏み込んだ、被害者の気持ち、事件の見方を述べることでできるものであつて、今までの意見陳述でできなかったことが許されるということでございます。検察官に讞告求刑をやっていたのでありますけれども、その讞告求刑と被害者の今度の意見陳述、これはどう違うかということをお聞かせいただけますか、やはりそれは見方が違うと思えます。被害者は被害者の立場でその事件を見ますし、検

察官はやはりどうしても公的な立場で見なければならぬ部分がありますので、被害者の本当の気持ちをどんなに説明してもわかってももらえないし、また、わかることは難しいところがあります。そういうわけで、今度の意見陳述というのは、私も大変ありがたいと思っております。

○片山参考人 私は、現行の意見陳述で十分だといふふうに思っております。といひますのは、いろいろ審理が尽くされた最後に被害者が意見をまとめようことができる制度だからです。もし必要であれば検察側の証人として出廷することもできますし、それは反対尋問を受けなければいけないのですけれども、より証拠としては重い扱いになるかと思えます。

今、運用の中でいろいろ問題があるかという御質問なんですけれども、支援をさせていただいているような問題があります。例えば、どういふことを言いたいかということ御遺族に説明しても、いわゆるパニック障害のようになられてしまつて、自分が言いたいことが言葉にならない。悲しいということだけでも、遺族間、お父さんとお母さんとおじいちゃんの間で、いや、おれの言い方が正しいんだ、私の言い方よということ、非常に細かいことでトラブルになつてしまつても非常に多いです。

ですので、運用の中では非常に難しい問題があるのではないかなというふうに思えます。これは心的外傷とも非常にかかわるのですが、やはり傷をなぞらなければいけないという部分で非常に難しいです。ですから、この制度についても、運用については、質問権、また讞告というのは、非常に被害者としてつらいものではないかというふうに思えます。

また、研究については、私が知っている限りでは、龍谷大学の吉村先生が意見陳述についての論文をまとめておられて、それが判決に非常に影響があつたというような結果を私は読んだことがございます。

以上です。

○稲田委員 片山さんにもう一度お伺いいたします。片山さんは、新聞記事でも読んだことがあるんですけども、参加できるのは少数の強い被害者だけで、参加できない被害者が自分を責めるなどの二次被害が出るという御意見を書かれていたのを見まして、私も、ある意味びっくりいたします。か、そういう被害者の気持ちもあるのかなと思つたわけなんですけれども、そのように片山さんが主張されている理由といたしまして、それをもう少し詳しく、そして、そういった声が被害者の方に多くて、アンケートとかそういう形でとられたということなのかどうか、それからまた、では、先ほどの意見陳述だと今言っているような二次被害というのはなくて、今回の被害者参加制度だとあるというふうにお考えなのか、その点についてお伺いいたします。

○片山参考人 ありがとうございます。まず、今の意見陳述権にしても、年間約千件しか利用がありません。認知件数でいいますと、膨大な被害者の方がある中で約千件ですので、非常に数としては少ないというふうに思いますし、うち三百件は、自分で読むこともできず、発言ができずに、検察官に代読してもらつています。つまり、それだけ裁判所のハードルは高いのだというふうに思えます。

二次被害あるいは裁判で被害をまた受けてしまつたおそれについては、今回の法案が損害賠償請求とセツトになっているために、被告人側が、賠償したくない、あるいは減額したいという思いから、被害者側の落ち度を追及しなければいけない場合もあるのではないかと予測、また、被害者側が最も嫌うことですけれども、その場だけの謝罪、徹頭徹尾被害者の言い分はわかつたというふりをしよう、これも大分後になつてみると、そういうつもりではなかつたんだと、本当に謝つてほしかったんだということがかなえられることにはつながらないのではないかなというふう

に思います。

これは、いろいろな私たちのイベントあるいは意見を集めている中から集まった結果です。

○稲田委員 同じ質問を岡村参考人にもしたいんですけれども、片山さんがおっしゃるような、少数の強い被害者だけが参加できて、参加できない被害者に二次被害が出るという御意見についてどう思われるかという点が一点、もう一点は、この被害者参加制度がきちんと機能するためには、被害者に公的な弁護制度を導入しなければならぬという意見もございませうけれども、この点についての御意見と、もし賛成であれば、その理由もお聞かせください。

○岡村参考人 まず、被害者参加制度ができて強い者しか参加できないのではないかと、それがかえって参加できなかった人に二次被害を与えるのではないかとという御質問でございますが、私はそれは間違っていると思っております。

今でも、例えば片山さんのように、檢察審査会に対して不起訴の場合に審査請求をするという強い方もいらっしゃるけれども、それができない、そこまですれない被害者もいっぱいいます。だからといって、その人たちは被害者感情がないといつて国民が非難するかと、決してそんなことはありませぬ。また、できなかった人も、できなかったからといって、いつまでもよくよしているということはありません。

それから、傍聴についても、とても傍聴さえもできない人がいます。裁判所へ入っただけで吐いてしまふ、あんな被告人の顔は見たくないとかいって傍聴しない人もいます。しかし、その人に対して世間の人が、なぜ傍聴しないんだ、娘を殺された傍聴しないのかというような非難を浴びせたという事は、私は一つも聞いておりませぬ。

そして、例えば民事裁判、刑事裁判が済んで民事裁判を起す、その責任を追及するという事は、それは相当エネルギーの要ることでございます。私自身も、損害賠償請求をしようかと思つて、時効の中断までして、その日の前日まで考え

たんですけれども、こんなうそ八百つく人間とやらに数年もつき合うのかと思うと、とてもエネルギーがなくてやれませぬでした。うちには弁護士がいっぱいいますし、私がやれば当然応援してくれるんですけれども、専門家の私でさえもそのエネルギーがありませんでした。

だからといって、なぜ民事訴訟を弁護士のくせに起こさないんだというような批判をする方は、だれもおられません。私はそういう心配はないと思っております。そして、やれる人はやる、やれない人はやれない、それなりにそれぞれ事情があるのであつて、それを世間の人はよくわかっていると私は思っております。

それからもう一つ、参加人に公的弁護人の問題であります。実は私も、ぜひこれは実現していただきたいと思っております。

私たちは、訴訟参加制度案要綱というのを発表しました。その中には、第一次的には弁護士強制主義をとつておりました。しかし、被害者に対する国選弁護制度というのがないときに弁護士強制主義をとると、予算が伴わないのでこの制度が実現できないことになってしまうのではないかと、これが一つと、それから、今の損害賠償の請求でも、私費で弁護士を雇つて訴えを起している人が大勢いるわけでありまして、少なくとも、やれる人からやつてみようということ、第二次案で国選弁護制度というものを外しました。

だけれども、実際には何かこれを現実化していただきたいと思っておりますし、そして、今内閣府で行われております経済的支援の検討会でも、この法案の成否の行方を見て、国選弁護人、公的弁護人制度が実現する方向で考えようということに現在なつておりますので、ぜひ先生方のお力をいただいて、国選弁護制度を実現していただきたいと存じます。

○稲田委員 ありがとうございます。次に、椎橋先生、白取先生、両先生にお伺いをいたします。当事者主義、陪審制度をとっているアメリカ、

イギリスでは、被害者の参加制度はないとも聞いております。その理由は、当事者の直接の尋問や意見が陪審員に影響を与えるからだというような意見も聞いているんですけれども、日本でも今度裁判員制度が導入されることになりました。被害者参加制度を導入して、また裁判員制度も導入されるということになりますと、裁判員に対して影響を与えるのではないかと、こういう危惧についてどのようにお考えなのか、また、そういった場合の裁判所の合議のあり方というものについても加えて御意見を伺えればと思ひます。

○椎橋参考人 お答えいたします。

英米では陪審制度をとつておりますけれども、やはり被害者の参加制度というのはございまして、いろいろな形で檢察官に意見を述べ、檢察官がそれをしんしゃくして活動する、それからそれ以外に、直接的な参加の形態といたしまして、犯罪によつて影響を受けた被害者が陳述をするという権利が認められております。アメリカとイギリスで若干温度差はありますが、これは認められております。

陪審に与える影響でございませうけれども、確かに、アメリカで一度、ビクティム・インパクト・ステートメントという制度が違憲にされたということがございました。これは、かなり陳述の内容が扇情的だというようなことも影響していたというふうに思ひます。ただ、その後、やはり被害者が犯罪によつて受けた影響について陳述することは合憲だという判断がなされて、その合憲判断は変わつておりませぬ。ですから、そういう直接参加というものは認められております。

日本が裁判員制度を導入したという場合ですけれども、それにどの程度影響されるかという御心配ですけれども、裁判員は、国民の健全な常識を裁判に反映するというところでございませうけれども、裁判員は、実際に裁判員になつた場合に、事実、証拠を一緒に調べるということによつてかなり事実に向き合うということになつて、人に有罪判断を下すかどうか、どういう量刑を下すか、真

剣に考えられるというふうに思ひます。

そのときには、裁判官によつて、証拠に基づいてのみ判断するんだということを説明されませうし、それから、必要なときには参考としてこの種の事件ではどういふような量刑がなされるかということをお教へいただけたらというふうに思ひますので、そういう中で裁判員は常識を反映して適切な判断をする、それが裁判員制度によつて立つ前提でありますので、私は、そういう中であつて、被害者の意見を聞くということも同じように考えていいのではないかと思ひます。

○白取参考人 先生は法律家でいらつしやいますので御存じのことだと思ひますが、ヨーロッパの場合は、民事と刑事の裁判というのがかなり融合的になされるという部分が、ラテン法の影響でまだ残つております。そのために、刑事裁判の中に民事の当事者がいるということ、それから、一回の裁判でけりをつけるということに対して、法制度的に余り違和感はないというふうなことがやはりございませう。

それに対して、英米の方は、今の日本の制度が大体そうなつてきておるんですが、民事裁判、刑事裁判はきちんと分けて、お互いの判決の既判力もないというふうな形になつておりますよ、そういうのが背景にあると思ひます。

英米についてのビクティムインパクトの問題については椎橋先生おっしゃつたとおりなんです。ただ、日本の場合に、英米の陪審員と決定的に違うところは、日本の裁判員は量刑までやりますので、被害者の発言の重みというのは、事実認定のところだけではなくて、とりわけ量刑について大きく働く可能性があると思ひます。そういう点では、英米の場合よりは、被害者の発言の重みというのはより日本にはかかつてくるかなというふうな気がいたしております。

○稲田委員 まだまだお伺ひしたいんですけれども、時間が参りましたので。

○七条委員長 次に、平岡秀夫君。

○平岡委員 民主党の平岡秀夫でございます。

犯罪被害者の方々の権利利益の保護を図っていただくという問題については、私たちも早い段階から取り組ませていただきまして、議員立法でも提案をさせていただいたというふうな経緯もございます。そういう意味で、この問題については、本場に私たちも真剣に受けとめて、しっかりと考えていかなければいけない、そういう立場に立っておりますし、きょう参考人に来ていただいた皆様方からは、私たちの党の部門会議でそれぞれお話しも伺わせていただいているということで、我々がこの問題について本場に真剣に悩みながら今生懸命審議していることをまずお伝え申し上げたいというふうに思います。

時間も限られておりますので、私はどなたに質問するかを先に言ってから質問いたしますので、お答えをいただきたいというふうに思います。

最初に、白取教授と片山さんにお伺いしたいと思っております。

先ほど、椎橋教授、それから岡村さんの方から、この法案が提出されるに至った経緯についていろいろと詳しくお話がありました。岡村参考人の方からは、決して急に始まった話じゃない、もう既にかなりの議論が尽くされてきているんだというふうなお話もありました。白取教授あるいは片山参考人からは余り経緯の方の話がなかったもので、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

白取教授には、法制審で十分な議論が行われたというふうな思っておられるかどうかということ、片山参考人には、被害者の方々からの十分な意見を法制審なり法務省なりは聞かれていたのかどうか、この点についての印象をまずお話しただきたい、こういうふうな思います。

○白取参考人 法制審の議論につきましては、私も雑誌にちよつと書いたことがございますが、実質審議が十月の末から始まって、翌年の一月の末でもう決着がついている。回数からすると八回行われたことになっておりますが、法案の重要性が

ら見て、必ずしも十分ではなかったように私は思っております。

確かに、二〇〇四年の基本法から始まっているというところでありますが、やはり、先ほど来申し上げておりますように、日本の刑事司法という刑事訴訟法の制度枠組みに大きな影響を与えるものでございますので、関係の、すなわち裁判、検察、弁護のそれぞれの観点からのいろいろな、もっと慎重な検討あるいは検証が必要があるし、それを考えると、時間的にはまだまだ足りないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○片山参考人 被害者団体からの聞き取りについてなんですけれども、内閣府でヒアリングを受けたことが一度ありまして、そのときはかなり多くの団体の意見の聞き取りをしておりました。ただ、余り団体が多過ぎたために時間が相当かかってしまったこと、それから、余りに緊張してしまつたために被害者の方が倒れるというような場面に遭遇したことがあつたので、それ以後、やや慎重になつたのかなという気もしておりますけれども、ちよつと去年、法務省でヒアリングがございまして、法務省の法制度にかかわる部分、特に今回の被害者参加と思われる部分についての聞き取りはございました。

ただ、その結果もホームページで公開されておりますけれども、積極的に賛成もしくはそれに近いような意見というのはごく少数だつたというふうには私は記憶しております。ほかの団体も含めてヒアリングを受けましたけれども、少なくとも素案あるいはたたき台ができた段階でもう一度意見の聞き取りをしていたというふうな思っております。この団体も思っていたというふうな思っております。

以上です。

○平岡委員 そうした法案提出の経緯もこの委員会でしっかりとまた議論をさせていただきたいというふうにも思います。

それから次に、椎橋参考人と白取参考人に、制度の専門家といえますか、研究者としてどういうふうにお考えになるかということについてお聞かせいただきたいと思います。

大上段の議論をする、国家の刑罰権の問題とか、あるいは当事者主義の問題とか、それと今回の制度がどうかかわるのかというところをやはりしっかりと整理しておかなければいけないというふうには私は思うわけでありませぬけれども、先ほど椎橋参考人から、被害者の権利利益の保護については欧米から二、三十年おくれれておつて、今回の法案は象徴的な意味があるんだ、こういうふうなことをちよつと言われたので、どの辺が二、三十年おくれれていないのかなというのちよつとよくわからないままに聞いておつたんです。

私の理解するところでは、今の近代国家における刑法なり、あるいは刑事罰というものは、これまで私的復讐というふうなもので行われていたものが公的なものに昇華していくという過程の中で、私的な争いというふうなものもどんどんそぎ落とされていくという、そのことが、結果的には報復の連鎖というものをなくしていく、社会の秩序というものを維持していくということにもなっているというふうな思っております。

特に、当事者主義をとつたときには、先ほどもお話がありましたけれども、検察官による厳しい追及と、そして活発な弁護というものが行われる中で判断がされていくわけでありまして、こういう場合に、加害者と被害者という立場で相対決する、また加害者が被害者であるかということも確定しているわけでもないわけでありませぬ、そういう段階の中で直接対決するというような場をつくるということ、ある意味では、これまでの刑罰権というのとは一体どういふものであつたのだろうか、復讐の連鎖というものを行かせないという一つの近代国家の知恵というものがあつたのではないかと、そういう点から見たときに、こういう形で被害

者の方が裁判の場に入ってくるといふことについてはやはり慎重であるべきではないだろうかというふうな思ふんですけれども、この点について、専門家、研究者としてのお二人の御意見をお伺いさせていただきますというふうに思います。

○椎橋参考人 私は、現在の裁判は当事者主義をとつておりまして、それから、国家刑罰権の行使も、復讐的なものというのとはそぎ落として、公的な形でやっている、そういうふうな考えております。

そして、今回の法案の関係でも、今回の法案のような形で被害者がかかわることによって復讐的なものになるというふうには考えておりませぬ。なぜかといいますと、私は、裁判といふものは、やはり利害関係者のいろいろな利害といふものが適切に反映する形で解決されるのが最も望ましい事件の解決だというふうに思っております。

それは、例えば昔であれば糾問主義というふうな言われた、糾問する者と糾問される者といふて、糾問する者は、捜査もし、それから訴追もし、裁判もするといふような形でやつていた。これではやはりおかしい。やはり、捜査する者、公訴する者、裁判をする者、それから裁判を受ける者、それぞれ利害がある。そして、被告人、裁判を受ける者については弁護人といふものをつけようという形で、いろいろな利害といふものが適切に反映する形で行われるのが最もいい形になるというところで現在の当事者主義になつてきた。

ですから、その当事者主義の核といふものは当然残さなきゃいけない。当事者主義の核といふのは、審判の対象はどれにします、その範囲内で検察官が証明する責任を負つて証明していく、それに対して、被告人の方は弁護人の助力を受けながら防御していく、そういうような裁判の形態を当事者主義といふ。その中で、当事者主義の核を害さない範囲内で、非常に重要な利害関係者である犯罪被害者の意見を反映させていくということですので、そういう意味では、当事者主義の枠を外さないという中で、そして、より事件の当事者で

ある被害者の意見を反映させて、より適切な裁判が実現されていくというふうな考え方をしております。
○白取参考人 現行法というか、伝統的な考え方というのは、国家刑罰権対被告人ということ、被害者のいろいろな思いとかそういう利益というものは、検察官がそれを代理、代表するということ形で制度がつけられてきたと思うんです。その部分で検察官が十分活動してきたのかということも一つ反省されなければいけないと思うんですが、被害者との関係でいいますと、世界的には、刑事司法の中でどういう位置づけとして被害者に入ってもらうかということについては、大きな流れとして二つぐらいあったと思うんです。

一つは、日本でも少しずつやり始めています。刑事和解といいますが、起訴、不起訴のところで被害者の方が加害者と和解をするという形で刑事裁判を回避する、これは世界的な流れですね、ディバージョンというふうにいいます。

それからもう一つは、修復的司法というのがあります。これは、被害者と加害者、それからコミュニティ、地域もあわせて和解して、これも刑事裁判を回避する、国家刑罰権に代替するような解決策。ただ、このような解決策というのは日本では余り人気がありませんで、岡村先生も修復的司法には消極的な論文を書かれております。

ですから、そういう形でいいますと、日本の今とろうとしている今回の法案というのは、そのような世界の流れとはちよつとまた違つて、加害者かもしれない被告人に対してより厳しい形をとろうとしているというふうに見ることができると思っています。

○平岡委員 先ほど、岡村参考人と片山参考人、両者が指摘していた問題でありますけれども、現行の裁判において、裁判に至る前も含めてですけれども、検察官とのコミュニケーションが非常に不足していたということについて、岡村参考人と片山参考人にお聞かせいただきたく思うんです。今回こういうふうな法制度をつくったわけであ

りますけれども、その根底には、やはり検察官が、被害者との関係で、十分な情報提供もされていない、あるいは被害者の方々が持つておられる感情なり意見なりというものをしっかりと検察官が受けとめてくれない、そういう不満というものが相当おありになったのではないだろうかというふうには私に思っています。

そういう意味でいくと、今回の被害者参加人というの、非常に限られた範囲の事件、一定の範囲の事件だけを対象にして、その訴訟参加人として認められればかなりいろいろなことができるけれども、そうじゃない、それが制度的に認められない、あるいは裁判所に認められない人たちにとつてみれば、今までと同じようなことが続いてしまうかもしれない、そういう仕組みになっているわけですね。

そういう意味でいけば、私は、まず最初に、やはり検察官と被害者の方々のコミュニケーションとか意見交換とかいうものが大事だと思うんですけれども、これまでの経験から、その点についてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、特に、経験を経験を踏まえてどんな御意見をお持ちかということをお聞かせいただけます。

○岡村参考人 お答えいたします。確かに、今までは、検察官が被害者に対していろいろな説明をしてくれるということは少なかつたです。最近では、かなり改善されてきてはおります。

私の例でいいますと、実に立派な検察官であつて、これ以上の検察官にはめぐり会えないと思うくらい、私は感謝しております。しかし、それでもなお参加したいと私は思っています。

被告人がなぜ家内を、私の妻を刺したかというときに、宅配便業者に化けて、段ボール箱にナイフを隠して来たんですね、ピンポンを押した、そして妻を呼び出して、岡村さんいますかと云つた、主人はいません、こう言つたら、やにわに刺

したということ。ところが、私の妻が、突然、どういふわけか自分に飛びかかってきた、自分は一メートル五十くらい吹っ飛ばされた、だから、思わず段ボールの中からサバイバルナイフを抜いて刺したんだ、こう言つたんですね。しかし、私の家は、一メートル五十も吹っ飛ばされたら階段の下におちこちてしまします、そう簡単に立ち上がつて刺せるものじゃありません。

そういうことは事前に検察官と打ち合わせできるかということ、できないんですね。何を言ひ出すかはわからないことを一々検察官と打ち合わせることは不可能でありまして、そういうときには、やはり被害者の家族の私が裁判所に頼んで質問させていただければ、私はそこで追及することができた。そういうことがまだほかにあります。

そういう面、大変立派に一生懸命やつてくださる検察官でもいろいろなことまでは、それは把握することは不可能なことがございますので、やはり被害者自身が許可を得て質問をする、その方が効果的だということはあると存じます。

○片山参考人 検察官とのコミュニケーションについてなのですが、二〇〇〇年の犯罪被害者保護法以降は大分よくなりました。特に裁判員制度が決まつてからは、有罪とするために情状証拠となるようなものは被害者側からなるべく丁寧に聞き出したという姿勢が見られますので、めきめきと最近ではよくなつていっている感じがいたします。

先週も私は、インターネット二次被害事件という形で、息子の亡くなつてしまつたときの状況がインターネットに開示されてしまつて二次被害に遭つてしまつたわけですが、それで告訴、告発をしまして、検察側の証人として出廷したのですが、そのときにもコミュニケーションは十分にとられていたと思ひます。

それでもどうしてこのような参加制度に私は反対するかといいますと、事実認定について被害者側にはどうしても耐えられないことが飛び出す可能性があるので。私も、息子が亡くなつてしまつたときに、検察

官と一緒に夜中に頭を抱えたことがございまして。それは、どうしても公判に出す必要がある写真をもぐつて、どういふふうにお母さんに伝えようか、公判で耐えられるだろうか、片山さんは見られるだろうか、そういうことを検事と話をしました。どういふ写真かといひますと、ダンブカーに息子は踏まれて亡くなつたわけですから、相当無残な写真なわけですね。それが公判に出るわけですね、証拠になるわけですね。普通の遺族は耐えられません。私も驚きました。もちろん遺体とは対面しておりませぬけれども、そのような無残な写真は見たことがありませんでした。

そういうところから、どうして家族が亡くならなければならなかつたのかの事実部分については、大いに検察官に頑張つていただかなければいけない部分があると思ひます。先ほどの二次被害という部分は、そういう部分も含めまして、遺族には到底見られない証拠も多いということをお御理解いただきたくいふふうに思ひます。

○平岡委員 時間がありますので、これを最後の質問にしたいと思います。

先ほど、今回の制度、被害者の訴訟参加について言つと、できるできないという場合、精神的余裕、時間的余裕あるいは経済的余裕、そういう問題で不平等ではないかというふうな指摘がありましたけれども、別の視点でいくと、やはり訴訟参加できない被害者という方も多分おられるんだろうと思ひます。

その場合に、裁判所において被害者感情というのが、出てきていない被害者については軽く見られて、それが裁判に影響を与えるのではないかと指摘があるわけでありませぬ。特に裁判員制度が導入されますとその可能性も否定できない面があるだろうというふうな思ひます。この点についてどうお考えになるか、まず片山さんからお答えいただきまして、その後、岡村さんの方から感想をちよつと教えていただきたいというふうな思ひます。

○片山参考人 これからの裁判制度については、

諸外国の制度も含めましていろいろないところを取り入れていきたいというふうに私たちも過去に考えてきました。それが一つは裁判員制度だというふうに理解しております。

先ほどお話の中で触れさせていた、いただきましたけれども、裁判員制度で重要なのは、事実認定をしつかりやることです。有罪か無罪かはつきりと見定め、自信を持って、このような犯罪を二度と起こさない、起こさせないような社会をつくる

ことが刑事裁判の目的だというふうに思います。また、被害者は、同じような被害にだれも遭いたくない、遭ってほしくないんだということをも

の場でわかってもらいたい。そのためには、必要かつ十分な重みを公判の場で、現行の意見陳述権の内容の中で語り尽くせなければ検察側の証人と

して出ること、裁判員にもより理解しやすい方法で参加するのが一番いいというふうに思います。

以上です。

○岡村参考人 参加しないと被害者感情が薄いと思われのではないか、こういう御質問だったんでしようか。(平岡委員)裁判官なり裁判員にそういう印象を与えて、裁判に影響を与えることになるのではないでしようかと呼ぶのは、

これは、意見陳述をやらなければ被害者感情がないというふうには裁判所はとらえていないと思います。意見陳述をしたくてもできない方がいらつしやいます。私たちの会員の中にもこういう例がありました。

家庭内暴力がひどくて夫が乱暴ばかりするので、妻は十歳の男の子と八歳の女の子を連れて離婚しようと思いました。ところが、十歳の男の子は、みんながいなくなつたらお父ちゃんの乱暴はますますひどくなるんじゃないか、お父ちゃんを立ち直らせるために僕は残る、こう言つたんです。それで、その妻は八歳の女の子だけを連れて家を出ました。ところが、その二年後に、父親は後に残つた男の子を家庭内暴力で殺してしまつたんです。

そして裁判が始まりました。妻は、裁判所へ行くこともできない、裁判所へ近づいただけでも気が悪くなる、法廷へ入って夫の顔も見たくない、息子を何で残したかというところで自分を責め続けました。そして、証言の途中で失神してしまいました。証人として裁判所に行つたとき

は、それが、意見陳述のときになりました。検察官が、裁判所は書面になれているから、できるだけ口頭で意見陳述を言つた方がいい、しかし、あな

たは失神したくらいだから法廷では言えないかも

しれない、それでは書面に書きなさい、私が心を込めて読んであげます、こう言つてくれて、書面にして検察官に読んでもらった、そういう会員が

おります。でも、本人がそこに来て述べなかつた、だから被害者感情がないということ、裁判所は刑を軽くしたということは絶対なかつたと思つて

思つておりますし、本人もそういうふう

に思つております。

そういうふう

に、したくてもできない、参加したくてもできない人はいっぱいいるんですけども、それはそれなりの理由があつてのことであつて、証人として出たときにその説明をすることも

できませんし、また、それがために、出ないから刑を軽くするとか被害者感情がないとかいう判断は日本の裁判所ではないだろう、私はこう思つております。

以上です。

○平岡委員 終わります。

○七条委員長 次に、神崎武法君。
○神崎委員 公明党の神崎武法でございます。参考人の皆様には、御多忙のところを御出席いただき、貴重な御意見を開陳していただきまして、大変にありがとうございます。私も、政治家になる前に十四年間検事をしたことがございまして、一般の方よりは犯罪被害者に接する機会が多かつたように思いますけれども、本日、改めて、岡村参考人、片山参考人のお話を伺いまして、犯罪被害者の思いというものを重く

受けとめた次第でございます。私は、犯罪被害者の権利利益を守るためには、やはり犯罪被害者が刑事手続に参加できるようにすること、それから犯罪被害者の補償を進める、この二つの側面から、これはしっかりと取り組んでいかなければならない、このように思つておるわけでございます。そのような観点に立つてお尋ねをいたしたいと思つてますが、今回の犯罪被害者参加制度についてはさまざまな批判もありま

す。そこで、権橋参考人と岡村参考人を中心にお伺いしたいと思つております。

まず第一点の批判は、訴訟構造に関連するものでございまして、先ほど白取参考人からも、今回の被害者参加制度というものは現行の訴訟構造をゆがめるんじゃないかという角度からのお話がござい

ました。この点、やはり現行の刑事訴訟の本質的な構造であります検察官対被告人、弁護人との二当事者の構造を今回の被害者参加制度は根底から変えてしま

うんじゃないか、こういう批判について、どうお考えでございませうか。権橋参考人から。

○権橋参考人 お答えいたします。現行の刑事裁判の制度は、憲法三十七条で規定されております。それで、当事者主義だということ

がはっきりわかります。外国の法律家が我が国の憲法三十七条を見ますと、日本は当事者主義の刑事裁判制度をとつてい

ることがわかります。憲法三十七条には、公開、迅速、公平な裁判を保障する、それから証人審問、喚問権を保障する、それから私選、

国選の弁護権を保障しているというところで、検察官がまず審判の対象を設定して、その審判の対象の範囲の中で攻撃防御が展開される、

こういうような訴訟構造になつてい

ます。そして、検察官は合理的な疑いを超えるまで証明しなければいけない、合理的な疑いが残れば無罪判決をしなければいけない、被告人には弁護人がついて最大限検察官の主張に対して防御する機

会が与えられて、それでもなお合理的な疑いを超えて証明されたということではなければ有罪にできない、こういうような訴訟構造をとつております。

この根本は、今度の法律案においても全く変わる

ところはございません。つまり、フランスのように私訴というものがなされるわけではありませ

んし、それから審判の対象を、訴因です、これを途中で変更するという権限も被害者には認められておりませ

んし、それから独自に証拠調べを請求するというような権限も認められておりませ

ん。したがって、当事者主義の基本の枠は堅持しながら、そして被害者の意見をなるべくその範囲内で反映させていこうというものでござい

ますので、全く従来の検察官対被告人、弁護人という対立構造には変化がないというふう

に考えてよろしいと思つております。

○岡村参考人 お答えいたします。私たちは、平成十六年に訴訟参加制度案を

発表しました。それはまさにドイツ、フランス型のようなものであつて、被害者が当事者として刑事訴訟に参加する三当事者制度でありました。特に私どもが主張したのは、訴因の追加でした。例えば、どう見ても殺人事件であると思

われるのに傷害致死で起訴することがあり、被害者を苦しめます。そこで、そういう場合には裁判所の許可を得て参加人が殺人の訴因を追加する、

こういう制度もつくつていたのであります。しかし、そういうような問題につきまして、各委員から大変な御批判がありました。これでは六十年も続いてきた今の訴訟制度を根本から変えることにな

るのではないかと議論がありまして、私どもも、被害者が当然被告人と同じような立場に立つて裁判で争い、その結果公平な裁判をしてもらいたいという思いは変わりませ

んが、しかし、現時点において根本的に変えることはできないとおつしやる先生方の話も、これも当然だと

思いました。六十年続いたものをわずかの期間にやってみようというのではできないと思いましたが、今の制度に私ども賛成し、落ちついたわけでございます。

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 二点目の批判は、被害者が参加をい

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

ときに被告人は被害者参加人と正面から向き合

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

ものと考えております。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

なされるべきだ、やはり少年というのは脆弱な面

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

○神崎委員 三点目は、被害者が参加をする

○岡村参考人 お答えいたします。

一資料となるということとされておりました。

そして、片山参考人は、認知件数からすれば少ないとおっしゃいましたが、施行以来、意見陳述はどんどん多くなっておりまして、平成十六年度に口頭とそれから書面で九百件を超えて、十七年度には千件を超えているというふうな思いがあります。そういうような意見陳述がされても、不当にこの事件で影響を与えたというふうには私は聞いておりませんが、それから、外国のその手の研究を見ましても、量刑が重くなったということはないという実態調査研究がございます。

裁判員制度になった場合はどうかということもございませぬけれども、これについても、いろいろな形で裁判長が説明をするということになりますし、それから、繰り返しになりますが、この種の事件についてはどのくらいの量刑になるんだということも参考にする。我が国の場合、特に、検察官の求刑があつて、裁判所の量刑の基準というのがあつて、二重の基準というのがございまして、そういうようなものを参考に判断すれば量刑が不当に重くなるというようなことは余り考えにくいのではないかと考えます。

○神崎委員 最後に、今お話がありました、裁判員制度が導入された際に、被害者が参加すると被害者の意見や質問が裁判員の情緒に強く働く、裁判員制度が円滑に機能しなくなるんじゃないか、こういう批判がありますが、この点について簡単に答えをお願いします。

○七条委員長 時間が迫っておりますから簡単に。○岡村参考人 それは、同じように、加害者がなぜ犯行に至ったかということについては相当な影響を裁判員にも与えると思ひます。それは同じではないかな、こう思っております。

○樺橋参考人 裁判員裁判についてそのことを過度に強調されるということになりますと、これはむしろ裁判員裁判制度の否定にもつながりかねないということになります。

裁判員は、健全な良識に基づいて、そして事件ごとに証拠に基づいて有罪、無罪を判断し、それにふさわしい量刑の判断をするということですか、そこに国民の健全な良識があらわれるというのは裁判員制度の趣旨にかなつていますし、私は、最終的には、日本人の教育程度の高さとそれから勤勉さというところをもつてすれば、そういうような心配はむしろ杞憂に終わるのではないかと、いうふうな思っております。

○神崎委員 終わります。

○七条委員長 次に、保坂展人君。

○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。私、片山さんのお子さんが亡くなった、そして、その事故の現場も非常に近いところ、毎日通っている道路でございましたし、新聞記事を見て、片山さんに会いに行つたのは十年ほど前だったと思ひます。

話を聞いて、検察庁に赴いて、うちの息子はどなたさんですかと言つたら、教える必要はないんですけどもねと言われて、検察審査会の用紙のコピーをただ渡された、その対応。それから、検察審査会についても、いや、実はお父さん、お母さんは申し立て権者じゃないんですよ、被害者じゃないんですよと言われて愕然としたということもつい先日のことのように覚えていますが、こういう法案がきちつと審議をされているということは大変な前進だということに思ひます。ただ、一方で、片山さん自身もおっしゃっているように、いい制度にしてほしいという意味では、ぜひそういうふうにしてほしいというふうな思ひますので、片山さんにちよつと何点かまづ伺いたいと思ひます。

片山さんは、まず、警察や検察に、犯罪被害に遭つたその直後にしっかりと聞いてほしいんだ、場合によっては、そのときにサポーターとして突然犯罪の被害に遭つた当事者を援助するというような活動も必要だろう、こうおっしゃっていると思ひます。その理由をお願いします。

○片山参考人 まず、被害に遭いますと、被害者

は犯罪の被害に突然巻き込まれるわけですから、自分がどういふ状況に置かれているのかわからないうちがしばしばです。自分の経験からしまして、あと、犯罪被害者の支援を何件かさせていただけでも、直近の気持ちというのでも大切なものなところも、思ひます。

それで、刑事裁判に至るまでに何度も何度も被害者は意見を聞かれることになりまして。最初が警察で繰り返し何度も聞かれ、その後検察庁で聞かれるわけですね。相当大きな要素としては、その間に時間がたつてしまふこと、繰り返し同じ話をしているために、本当に言いたいことがなかなか伝えない、聞いてもらえないということがあるのではないと思ひます。

また、警察での定型的な聞き取りフォームも非常に問題だということに私は思ひます。最初が被害者、遺族に対しては、どういふお子さんだったのか、それから加害者が賠償しているか、加害者に対する処罰意識があるのかないのかというふうなことしか聞かれないというの、非常に被害者側の不条理感をあおっているというふうな思ひます。

被害経験者を含めた支援チームが、できれば即日支援に入つてそういうような聞き取りの場にも立ち会つた方が、被害者側の言語化できない不条理感を何とか書面に残すという作業に役立つのではないかと思ひますし、実際、一例ではございませぬけれども、被害当日から支援に入つた事例では、非常に御遺族から喜ばれたということがあります。

○保坂(展)委員 被害に遭つた方の中には、やはりとても裁判所に行くなんていうことはできない、あるいはビデオリンクという方法があつても、とてもそれも嫌である。しかし、実際どういふ裁判が行われているかは、ぜひ見たいし、知りたい、こういう方たちがたくさんいらっしゃると思ひます。これについて、片山さんの御意見を伺いたいと思ひます。

○片山参考人 被害者が裁判の法廷に行きにくい

のは、そこでどういふやりとりがあるかわからないからということも非常に大きな要素だと思ひます。

先ほど私がお話ししたように、例えば、自分の家族が殺されるありさまをリアルに聞かされたのは、非常にたまらない経験でした。また、そういうことで気分が悪くなつてしまつた被害者も大変数多くあります。それで何度も入廷、退廷を繰り返して裁判長からおとがめをいただいたケースもありまふのですから、できれば別室で安全にビデオリンクのような形で傍聴ができるような仕組みも欲しいなというふうな思ひますし、中には被害者が入院しているケースもありまふようから、そういう場合は録画等を病室に持つていつて、どういふふうな過程で裁判が進んでいるのか知ることができるといふのも方法の一つではないかなというふうな思ひます。

○保坂(展)委員 わかりました。次に、白取参考人に伺ひたいんですが、先ほどの意見陳述の中で、今回の制度設計の中の被害者参加人の存在がやや不明確ではないかと述べられたと思ひます。検察官の代理でできることはどこまでなのか、それでできない部分について、あるいは検察官がやり残したことについてやるということなのか、この位置、職権主義のヨーロッパの裁判所の中で実際に在廷している被害者の方たちと、今回の制度設計との違いについてお述べいただきたいと思ひます。

○白取参考人 制度を設計するときいろいろな考え方を参考にし最終的にこういう案になつたと思ひますが、先ほど来も少し出ておりましたけれども、いわゆるヨーロッパのような当事者という形で被害者が位置づけられているわけではなく、個々の権限の一つの集まりとしての立場なんだというふうなことを研究者などでも説明する方がいるのですが、どうもちよつとはつきりしない。もしですけども、一つ一つの被害者の方に意見陳述権のような権限を認めていくということ

採用したとしても、それがバーの中にずつと被害者の方がい続けるということはまたちよつと違うのではないか。

といいますのは、やはり、裁判員に対する影響とかなんとかいろいろあると思うのですが、ヨーロッパの場合は、職権主義というのは、まさに裁判長を中心に審理を進めていく。フランスでいうと予審というのがありまして、そこには被害者も出るので、非公開の場所で、被告人の弁護人もついで、公判前整理手続よりはかなり実質的なことをやりますけれども、そこで事件について一通りの洗い出しと整理、それからある程度の証拠の精査なども行われる。それが終わってから、職権主義のもとで、私訴原告という形で被害者が登場する。これは、先ほども言いましたけれども、歴史的ないろいろな背景があり、それから私訴原告という制度自体はもう十九世紀からのものでありますので、それなりのいろいろな制度的な工夫もございいます。

そういうものに対して、立場が非常にはつきりしない状態で被害者の方がそこに在廷しているということのいろいろな問題点があるというふうに先ほど申し上げたわけでございいます。

○保坂(展)委員 白取参考人のお書きになった論考の中で、一番最後の方ですけれども、従前から日本に存在している死刑制度があります、これは世界の趨勢から見れば、例えばヨーロッパにおいては死刑制度は廃止をされているということになっていきますが、日本にはこの制度はあるわけですね、かなり時間をかけて議論をされてきた裁判員制度の導入があと二年後に迫っている、そして今ここで、法廷に犯罪被害者の参加者が参加をするという制度設計、この三つが交錯をしたときにどういふことが起こるだろうかということにやや懸念を感じるといふふうにお書きになっていらっしゃると思いますけれども、この点について、どういふ懸念なのかということをお話しただけではないでしょうか。

○白取参考人 裁判員制度について、制度設計を

なされてきた議論の中では、被害者参加のことというのは一切触れられていなかったと思います。司法制度改革審議会の意見書の中でも、その点については比較的ニュートラルな叙述がなされていたと思います。

裁判員制度というのは、市民が参加して、直接証拠に触れ、そして量刑まで含めてやるという非常に新しい画期的な制度だと思ふんですが、ただ、ヨーロッパは、例えばフランスの参審制度、ドイツの参審制度でも、死刑がないということろで、市民に事実認定をゆだねるといふことについて、一定の歯どめというところがあると思ふんですが、かかっていると思ふんですね。

今回の法案ですと、被害者の方が、検察官が有期刑を主張しているときでも死刑を求刑できるということになっていきます。そのインパクトというのは、非常に大きいと思ふます。それが裁判員の方に量刑の面で影響を与えるということになったときに、これは先ほど言ったように、死刑に限ったことではありませぬけれども、刑事裁判そのものが、被害感情がフィルターを過ぎないで生の形で、しかも死刑求刑という形で出るというのが、近代的な刑事司法のあり方としていかなるものかというふうには私思っております。

○保坂(展)委員 もう一点だけ白取参考人に伺いたいんですが、先ほど、加害者でない被告人に対してこの制度が働いたときのことにお触れになりました。実際に法廷が開かれるときには、加害者でないかもしれない被告人ということになるのかもしらせませんが、被害者参加人がどのような角度で問いかけることになるのか、その問題について、推定無罪の原則ということがどういふふう現場に作用するのかということについて、お考えをお願ひします。

○白取参考人 お答えします。今回の法案では、対象の事件として強姦などの性犯罪も入っております。これは、被告人が加害者でないかもしれないということで、実務上も被害者の方と争われるケースというのはあるわけ

です。そういった場合に、加害者でないかもしれないということには、ひっくり返すと、被害者でないかもしれない。

そういうかなり厳しい対立関係の中で被害者の方がずつと法廷に居るといふことが、被害者の方にとつても、それから適正な刑事裁判ということになるのではないかと、そういう懸念を私は持つております。

○保坂(展)委員 次に、権橋参考人に伺いたいんです。

先ほどから、もし被害者参加の方が例えば尋問であるとか質問の枠を外れてどんどん発言をしてしまったときに、これは裁判長がコントロールするといふふうにおっしゃっていると思ふんですが、この点、直接痛ましい被害に遭われた当事者がその体験をもとに切々と訴えていることに対して、裁判長はそこからストップといふようなことが果たしてできるのだろうかということをお考えですか。

○権橋参考人 まず前提として、被害者参加人のイメージなんですけれども、こういう場面で議論されるときに、非常に被害者といふのはどうも広報的で感情的でというようなパターンで考えられることが結構あると思ふんですけれども、私は実態はそうではないと思ひます。

確かに加害者に対して厳しい処罰を求めたいという気持ちは持っている、そういう意味では広報的だといふのはあると思ふんですけれども、非常に感情的になつてそれが裁判の場にあられるかといふことになると、私は、必ずしもそうでないといふか、むしろそうではないんじゃないかと、今までの被害者の意見陳述という経験の中でもそれは言えるといふふうにお思ふんです。ですから、まずその前提は、感情的だ、取り乱した行為をするといふことは余り考えにくいといふことがありますし、事前に検察官とコミュニケーションをとるといふことがありますので、そ

ういう中で、果たして尋問をするのに適しているかどうかといふことを考える、それからどういふようなことを質問するか、尋問するかということを考える、そういうような打ち合わせをした後で尋問、質問をするということであれば、余りそういう事態というのは数としては出てきにくいんじゃないか。しかし、出てきた場合には裁判長としては制止することができるし、やはり不当なことにすれば制止しなくてはいけないということだろうと思ひます。

○保坂(展)委員 お答えいただきましたが、私は、感情的に被害者の方が取り乱して発言をする、そういうふうにならざるを得ないわけではなくありません。そうでない方がほとんどだろうと思ひます。そこはわかっていたらいいと思ひます。

岡村参考人に最後に伺いますが、今回、被害者の意見陳述と違つて、罪種が限定をされているというお話が白取参考人からもありました。例えば、監禁された被害者が手続参加できるように、自宅を放火された被害者は今回の制度から外されているといふようなことについてはどうお考えになつていきますか。

○岡村参考人 お答えいたします。

確かに、私たちの案よりも今度の法案の方が罪種は限定されております。放火の問題も審議会の席では出ましたが、しかし、何よりも生命身体に対する被害、これが一番大きい被害でありますから、まずスタートとしてはそこからやってみよう、そして、その成果を見ながらまた徐々に広げていこうといふことで今の罪種ができたと思ひます。

これが、先生方が御心配になられたようなことがなく、円滑にいき始めれば、また罪種の拡大ということもあり得ると思ひますし、私たちがもそういう運動をまた起こしたい、こう思ひます。

○保坂(展)委員 もう一点だけなんです、裁判

員制度が二年後に始まる、そして、この立法もほぼ同時期にスタートをしていく、この二つの異なる制度が実態としては一体化して刑事裁判を変えていくということが今私たちの目の前にあるわけなんですから、法制審議会等の議論では、裁判員制度は、素人、くじで選ばれる国民の広範な層が裁判員として裁判員席に座り、そして法廷に参加される参加人の、被害者の当事者の参加人の方の声を聞き、そして、というふうな法廷の構造が変わると思うんですが、その点について突っ込んだ議論はあったんでしょうか。

○岡村参考人 私の記憶では、その辺のところは余り議論にならなかったように思っております。私の意見を申しておきますと、この被害者参加人というのは、極めて限定された形での参加しかできません。一番大きいのは、犯罪の被害者でありながら蚊帳の外に置かれるというこの悔しさ、これをやはり取り除いて中に入れてもらったという精神的な大きさが非常に大きいと思っております。

質問できる範囲も大変限定されておりますし、意見を述べるにしても、全部検察官に目を通していただいて、そして、それから裁判所の許可を得て意見を述べるといふふうに限定されておつて、真実の発見とか何とかということにどれだけ効果があるかということは、これははっきりいってやってみなきゃわかりませんが、しかし、何よりも自分たちを疎外した裁判を受け入れられないという気持ちですね。被害者の意識も最近非常に高まってきました。なぜ傷を受けていない検事、判事、弁護士、それに加害者だけで自分たちを排除して裁判をするのだ、こういうことに対する怒りがやはり私は頂点に達していると思えます。それを除くという点で、私は非常にこの制度を評価しております。

○保坂(展)委員 ありがとうございます。これで終わります。

○七条委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に對し、貴重な御意見をお述べいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。委員会を代表して厚く御礼を申し上げ、御礼にかえさせていただきます。きょうは本当にありがとうございます。ありがとうございました。(拍手)

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

法務委員会議録第十五号中訂正

九ページ三段三〇行「ともに重く」を「重く」に、九ページ三段末八行から末七行「業過の刑が重い」のために、「を」を「重い業過の刑の上限が五年であるために、」に訂正する。

平成十九年六月七日印刷

平成十九年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A